

議案第2号

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者は、任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「者は」に、「印を押さなければ」を「任命権者に提出しなければ」に改める。

別記様式中「」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

職員のサービスの宣誓について、押印に係る規定を廃止するとともに、対面による宣誓を不要とするため、本案を提出する。